

相 談 票 （ 一 般 用 ）

【重要：ご相談の前に必ずお読みください】

一般の方（建設関係業者等ではない方）のみの相談票になっています。

建設関係業者等は以下のHPの「**建築班に相談される方へ**」から提出をお願いします。

<https://www.pref.okinawa.jp/machizukuri/doboku/1013923/1022539/1013929.html>

また、ご相談される前に、必ず以下のHPの「**Q&A**」をご確認ください。

<https://www.pref.okinawa.jp/machizukuri/doboku/1013923/1022555/1013977.html>

道路種別の確認については以下の「**指定道路マップの公開**」よりご確認ください。道路調査についても同様です。

<https://www.pref.okinawa.jp/machizukuri/doboku/1013923/1022539/1013934/1013936.html>

■ 建築相談の範囲について

「この土地に家が建てられるか？」や「どのような間取りが可能か？」といった具体的な建築計画の可否については、敷地の個別条件（地盤、給排水、民法上の権利関係等）や設計プランによって異なるため、**土木事務所では判断できません。**

具体的な建築計画のご相談は、専門家である「**建築士（建築設計事務所）**」へご相談ください。

・「※」は必須項目になります。記載・添付されていない場合、回答いたしかねます。

・相談内容の回答には2週間以上かかる場合があります。時間に余裕を持って相談してください。

※受付日（相談日）	令和 年 月 日
相談者 会社名	
※住 所	
※氏 名	
※連絡先	
※対象敷地 （地名地番まで）	
※相談概要	☐ 建築行為 ☐ 用途変更 ☐ 売買 ☐ 道路 ☐ 違反建築物 ☐ その他（ ）
※添付資料	判断に必要な図面、公図、写真等できる限りの根拠資料等を添付してください。 資料不足の場合は再提出をお願いする場合があります。
※ 相 談 内 容	
※相談者の目的・見解	
（相談者がどのように考えているか記載してください）	

「建築班に相談される方へ」



「Q&A」



「指定道路マップ」

